

⑱ 緊急訪問看護加算の評価の見直し

第1 基本的な考え方

緊急の指定訪問看護が適切に提供されるよう、緊急訪問看護加算について、要件及び評価を見直すとともに、訪問看護療養費請求書等の記載内容を見直す。

第2 具体的な内容

1. 緊急訪問看護加算に、同一月の算定回数に応じた算定区分を設ける。

改 定 案	現 行				
<p>【緊急訪問看護加算（訪問看護基本療養費）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注9 1及び2（いずれもハを除く。）については、利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は医科点数表の区分番号C001の注1に規定する在宅療養支援病院（以下「在宅療養支援病院」という。）の保険医に限る。）の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、<u>次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>イ 月14日目まで</u></td> <td style="width: 50%; text-align: right;"><u>2,650円</u></td> </tr> <tr> <td><u>ロ 月15日目以降</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2,000円</u></td> </tr> </table> <p>※ <u>在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料及び精神科訪問看護基本療養費についても同様。</u></p>	<u>イ 月14日目まで</u>	<u>2,650円</u>	<u>ロ 月15日目以降</u>	<u>2,000円</u>	<p>【緊急訪問看護加算（訪問看護基本療養費）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注9 1及び2（いずれもハを除く。）については、利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は医科点数表の区分番号C001の注1に規定する在宅療養支援病院（以下「在宅療養支援病院」という。）の保険医に限る。）の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1日につき<u>2,650円</u>を所定額に加算する。</p> <p style="text-align: center;">（新設） （新設）</p>
<u>イ 月14日目まで</u>	<u>2,650円</u>				
<u>ロ 月15日目以降</u>	<u>2,000円</u>				

2. 緊急訪問看護加算を算定する際に、利用者又はその家族等が求めた内容、主治医の指示内容及び緊急の指定訪問看護の実施内容等を記録することを明確化する。

3. また、緊急の指定訪問看護を行った理由について、訪問看護療養費明細書の備考に記載を求める。

改 定 案	現 行
<p>【緊急訪問看護加算（訪問看護基本療養費）】 [算定要件] <u>(4) 当該加算に関し、利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じて、主治医の指示により、緊急に指定訪問看護を実施した場合は、その日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録すること。</u> (5) (略) <u>(6) 緊急訪問看護加算を算定する場合には、当該加算を算定する理由を、訪問看護療養費明細書に記載すること。</u></p>	<p>【緊急訪問看護加算（訪問看護基本療養費）】 [算定要件] (新設) (4) (略) (新設)</p>